

会 議 録

第8回定例会

開会 令和元年7月22日

教育委員会会議録

1 開 会 令和元年7月22日 午後1時30分

2 閉 会 令和元年7月22日 午後3時20分

3 教育委員会出席者

教育長	美馬 持仁
委員	辻 貴博
委員	藤本 宗子
委員	小林 信行
委員	河口 雅子
委員	菊池 健次

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	東條 正芳
教 育 次 長	儀宝 修
教 育 次 長	竹内 敏
コンプライアンス推進室長	元山 茂樹
教育創生課長	永戸 彰人
学校教育課長	小倉 基靖
特別支援教育課長	猪子 秀太郎
体育学校安全課長	林 日出夫
教育政策課長	長町 哲治
教育政策課副課長	中野 義英

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 6月定例県議会における質疑応答の概要について報告する。

[議 事]

教育長 報告事項1及び報告事項3を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第19号 令和2年度徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校生徒募集選抜要項
について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：生徒募集要項の変更点を中心に述べてもらった。最後の部分（願書における性別欄の廃止）については、自分の性別を記述又は目にすることにより、苦痛を感じる子どもがいるということから、性別欄を廃止する。学校が作成する出願書類には性別の記述は住民票のとおりあるので、学校は志願者の性別を把握できる。

辻委員：スケジュールで、願書出願日の初日が日曜日になっている。学校にとって負担にならないか。

教育創生課長：負担にならないとは言えないが、県立中学校等への出願は保護者が行

うことから、出願しやすいように休日を入れている。

藤本委員：最終日の出願受付が正午までとなっているのは、何か意味があるのか。なぜ、他の受付日同様午後5時までではないのか。

教育創生課長：ほとんどの受験生が、初日（日曜日）に出願する。平日の方が都合が良ければ2日目。最終日の出願はほとんどないのが現状である。学校は出願後の書類の整理等もあるので、半日としている。

教育長：最終日はほとんど出願がない。出願がなくても受付は開設しておかなければならず、書類の整理等の作業もできない。勤務時間内に書類の整理等も終わらせるようにということもある。

教育長 議案第19号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第19号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第20号 徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正について》

教育長 説明を求める。
教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

教育長 議案第20号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第20号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第21号 令和2年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。
教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：通信課程の入学願書の生年月日に元号として「大正」があるが、入学者の

年齢制限はないということですか。

教育創生課長：年齢制限はない。

小林委員：大正生まれの方の最終学歴は、昭和になるのか。

教育創生課長：大正ということであれば、昭和の上に大正と書いて頂くことで対応する。

小林委員：大正生まれの方であれば、100歳近くになるが入学許可されるのか。

教育長：意欲のある方であれば、入学許可はされる。

藤本委員：通信課程の入学願書にある「特科生」というのはどういうものか。

教育創生課長：要項30ページの2(1)の最後の記載があるが、出願資格の普通科の「アからウに該当しないもので、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められたものは、特科生として入学させることができる。」とある。中学校を卒業していない方でも、学力が認められれば出願資格が認められるというものである。

教育長：外国の方も含めてのことですね。相当の年齢に達し、相当の学力が認められた方については、できるだけ門戸を広げるということですね。

藤本委員：通信課程の最終出身学校の欄に、「高等学校在学中」とあるが、高校在学中でも、いろいろな事情があり受けられる方もいらっしゃるということか。

教育創生課長：定時制課程に在籍する生徒について、通信制課程の併修の手続についても、この願書を提出いただくことになっている。

教育長：定時制に通いながら、通信制の単位を取ることによって、通常4年で卒業のところを、3年で卒業が可能となる。

教育創生課長：全日制の高校に行っている生徒は、通信制課程の併修はできない。

教育長 議案第21号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第21号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項2 令和2年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内について》

教育長 報告を求める。

教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：特色選抜において、各学校がスポーツに力を入れているのはわかるが、逆

に文化活動の方がほとんどなく偏っている気がする。各学校の方で、スポーツばかりに力を入れずに、文化的な活動についてももっと力を入れるべきではないかという感想を持った。

教育長：那賀高校，城北高校，小松島西高校勝浦校のように，最近になって人形浄瑠璃もでてきているが，まだまだ全体的にみて少ない。

小林委員：スポーツばかりが脚光を浴びていて，文化的な活動がおろそかになっていると思う。スポーツ関係の人間としても，同じように学校の活動のなかで，スポーツも文化活動もあるべきであると思う。

藤本委員：音楽もある。

教育長：音楽は多い。吹奏楽などで。

河口委員：まだまだ，高等学校で全国的なレベルにいていなくても，それぞれの学校でしっかり活動されているので，そういうところに入ってくると，徳島県全体のレベルも上がると思う。名西高校で，芸術分野で募集しており，徳島市内からもかなり需要があると思うので，そういうところでもっとしていただくと，ありがたいと思う。

教育創生課長：特色選抜においては，各学校がそれぞれイニシアチブをとってやっているところがある。

小林委員：スポーツで強ければ，それだけで学校が有名になる。それが，目的かも知れないが。

教育長：全体的にいうと，中学校の部活動自体が，運動の部活動の方が活性化している。中学校文化連盟が，今年で5周年を迎えるが，中文祭等も活発になってきた。高校入試において文化活動の募集が少ないが，中学校から高校に出願する生徒がいなくなかなか入試として成立しない。中学校，高校の連携も含めて，文化についてはこれまで以上に，しっかりと取り組んでいただいて，その結果，入試のなかにも反映されるようになればと思う。

河口委員：中体連はもっと早くできていたが，中文連が設立されたことは大きなことだと思う。中学校時代に文化的な活動をしていたが，高校に入って止めるというのが，大きな課題だったと思う。それが，中高とつながっていくと，ずいぶん違うと思う。

教育創生課長：今後の課題として検討していく。

辻委員：各校の生徒募集案内の「1 学校の特色」「2 志願してほしい生徒像」「3 選抜資料」とこれはつながりはないと。これは，どなたが作られるのか。

教育創生課長：各学校で作成され，学校長の責任で提出していただいている。

辻委員：例えば，城東高校で「志願してほしい生徒像」を書いているが，志願してく

れた人が、この生徒像に合うか合わないかは、今はなかなか見極めはできないということなのか。

教育創生課長：面接等も含め総合的に判断する。

辻委員：面接と調査書ぐらい。

教育創生課長：学力検査については、統一で行っている。

辻委員：なかなか難しいとは思う。これから、運用の成果をあげていかないと、普通科についても特色化がでてくるのではと思うので、頑張ってください。

教育長：「志願してほしい生徒像」というのは、中学生が高校を選ぶときの材料にしてほしいと思う。学校の特色を、この生徒募集案内の1番と2番にしっかりと書いて、ここを見て子どもたちが考える形にもっていけるように、それぞれしていただきたい。各校が似てくるのではなく、特色をここに書いていくということが大事なことになる。各校の特色については、もちろん、ここに書いてあるだけではない。ホームページ、その他で記載していることも合わせてにはなると思う。

《議案第22号 令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。

特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

藤本委員：みなと高等学園について、良い授業をして下さっていると聞いている。

「本人が自力通学できなければ入れない」という条件があると聞いたことがある。それについて、要項に明記しているのか。

特別支援教育課長：要項、要領とも明記していない。

教育長：明記していない。

藤本委員：そのように聞いているのだが。

特別支援教育課長：みなと高等学園は、軽度の知的障がいや病弱（精神疾患）を伴う発達障がい（自閉症やADHD等）の生徒のための学校。卒業後に就労を目指す学校だと打ち出している。要項等には明記していないが、学校説明会や入学案内のパンフレット等で、将来的に就労を目指す学校だと説明している。そのため、卒業した後、職場への通勤も自分の力でする事を推奨し、教員もその指導に当たっているところである。

教育長：そうでなければいけないとは書いていない。就労を目指す比較的軽度な生徒が対象者であることから、みなさんがそのように受けとっているのかもしれない。

菊池委員：県内、色々な市町村から通学してきていると聞いている。始業時間に間に合うように登校しないといけないと思うが、鳴門等遠いところから公共交通機関を使って、始業時間に間に合うように通学できるのか。

特別支援教育課長：一番遠いところは、鳴門や海部郡から車で通ってきている生徒がいる。始業時間までに通ってきている。

小林委員：条件として、自力通学できるかどうかを要項にのせていないとしたら、試験を受けた後に、自力では無理となった場合、自力通学できない生徒はどうなるのか。

特別支援教育課長：要項にも書いておけるとおり、可否の判定は総合的に判断している。

教育長：特別支援学校の場合は、受ける前に、十分、本人・保護者が、みなと高等学園学校と相談や見学をした上で受検を決めている。不安を抱えながら受検する生徒はいないのではないか。

特別支援教育課長：説明会を実施し、受検を考えている中学生に対して具体的に学校の様子を見て頂きながら、保護者、本人、中学校の進路担当の方に丁寧に説明している。

教育長：受検する前に、みなと高等学園にまず相談をして、事前に話し合いを何回もしていただいている。できるだけ広く門を開いていると聞いている。

教育長 議案第22号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第22号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項4 令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧について》

教育長 報告を求める。

特別支援教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし

《議案第23号「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針について》

教育長 説明を求める。
体育学校安全課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

河口委員：市町村の小中学校の対応はどうなるのか。

体育学校安全課長：市町村は、県の方針をうけて、今後方針が策定されていくものと考えている。

河口委員：特に小学生は、学校でしっかり対応を検討してもらいたい。

体育学校安全課長：各市町村の地域性を踏まえて、しっかり検討していく。

小林委員：きめ細な方針ができていると思う。校長先生が不在の場合はどのような対応になるのか。

体育学校安全課長：校長が不在の場合は、教頭や教務課長が対応するよう、組織として整備されている。

菊池委員：9月1日の防災の日は、教育委員会として何か実施しているのか。

体育学校安全課長：県立学校が関わっているかは、把握していない。

教育長：市町村の防災訓練は、各地域での取組のため、県教育委員会は直接関係してはいない。

菊池委員：県立学校の備蓄の状況はどうか。

体育学校安全課長：避難所や備蓄については、市町村が主体となっているが、県立学校においては、生徒のための一時的な食料等は、それぞれ常備している。

藤本委員：地震が起こる時間帯によって、対応が変わるのではないか。生徒の安否確認等はどうするのか。

体育学校安全課長：学校では、まずは生徒の命を最優先し、避難等の対応を行うこととなる。安否確認については、メールや連絡網等で対応する態勢を各学校で整えている。

教育長 議案第23号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第23号を原案どおり決定する旨を告げる。

[非公開]

《報告事項1 公益通報の受付・処理状況について〈平成31年4月から令和元年6月〉》

《報告事項3号 令和2年度使用高等学校用教科用図書採択について》

[閉会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午後3時20分